商品概要説明書

JAリフォームローン (一般型A)

(2025年11月1日現在)

商品名	JAリフォームローン(一般型A)
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳
	未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度
	税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○借入期間が10年を超える場合は、団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
	○ご本人またはご家族が居住するための既存住宅の増改築・改装・補修資金、
	その他住宅に付帯する施設等の住宅関連設備資金および空き家解体資金を対
	象とします。ただし、空き家解体資金の場合の対象物件は、当 J Aが所在を確
	認できる範囲内のものとします。
	(住宅関連設備の例)
	①門、塀、車庫、物置。
	②宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除。
	③システムキッチン、ユニットバス、システムタイプの洗面化粧台。
資金使途	④冷暖房設備、給排水施設、家具・照明器具などのインテリア。
	⑤マンションの外壁、給排水施設などの共用部分の修繕工事負担金。
	⑥太陽光発電システム。
	⑦耐震改修工事費。
	⑧融雪設備機器の購入・設置工事費。
	⑨外壁の塗装、屋根の塗装・葺替え、雨樋の取替え。
	⑩その他住宅本体以外のもの。
	 ○現在、他金融機関から借入中のリフォーム資金の借換資金。ただし、有担保口
	ーンのお借換は対象外とします。
	○10 万円以上 1,500 万円以内(1 万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。
借入金額	○ただし、空き家解体資金の場合は、総借入金額のうち 500 万円以内とします。
借入期間	○1年以上20年以内とします。
	○ 1
	は現在お借入中のリフォーム資金の残存期間内とします。
	□ は現住や信八中のサフォーム真金の残存期間内とします。 □ ○また、空き家解体資金の場合、借入期間は1年以上10年以内とします。
借入利率	
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライ

トレート/長期プライトレート) により、年9回目直しを行い、4日1日おと			
ムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の			
			約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
			 ○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済
残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。 ○不要です。			
○ ○ 当 J A が指定する保証機関 (千葉県農業信用基金協会) の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。			
 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い(保証料率 0. 45%) ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】 お借入期間 1年 3年 5年 7年 10年 15年 保証料 (円) 2, 426 6,898 11,358 15,799 22,404 33,214 ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料率は年 0. 45%です。 			

	○世7 期間が10 年た初らて担合は、火 Ⅰ 4 託学の団	上 大// 大// 大// 大// 大// 大// 大// 大// 大// 大/	
	○借入期間が10年を超える場合は、当JA所定の団体信用生命共済(保険)の		
	いずれかにご加入いただきます。また、借入期間が 10 年以内の場合について		
	も、ご希望によりご加入いただけます。		
	なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたします		
	命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載 、	或の加算利率分高くなりま	
	す。	T 1	
団体信用生命共済	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	
(保険)	団体信用生命共済(特約なし)	なし	
	借入期間が 10 年以内の場合	なし	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.15%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%	
	団体信用生命共済(連生)	年 0.30%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.40%	
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.20%	
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)	または長期継続入院特約	
	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険	〕にご加入いただけます。	
9 大疾病補償保険	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算さ	これます。	
	年 0. 30%		
	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消費税等含む)が必要です。	
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、		
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
- Net stat	①全額繰上返済の場合…5,500円		
手数料	②一部繰上返済の場合…3,300円		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 3,300 円		
	(不動産担保の場合は 5,500 円) の条件変更手数料(消費税等含む。) が必要		
	です。		
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J		
	A本支店(所)または総務部(電話:0439-70-1331)にお申し出ください。当 J		
	Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応		
	 に努め、苦情等の解決を図ります。		
	 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)	でも、苦情等を受け付けて	
苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容	おります。		
	 ○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき		
	ます。上記当JA総務部またはJAバンク相談所に		
	, c		
	 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-	-0031)	
	第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)		
	第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-		

F	
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士
	会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様
	の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあり
	ます。
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等
	により、共同して解決に当ります。
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありま
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合
	わせください。
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな
	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に

JAきみつ

(注) 返済方法は、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択 します。